

第11回下諏訪総合文化センターのあり方を検討する会議 次第

日時：令和4年11月30日（水）午後7時
会場：下諏訪総合文化センター 集会室

1 開会

2 議事

(1)「具体的な改修の箇所と内容」について

3 その他

4 閉会

2. 「改修計画」を検討するに当たって (6) 財源 【追加】

ウ エネルギー対策特別会計を活用した環境省補助事業

世界的な目標である、2050年ころに二酸化炭素排出量を正味ゼロ（カーボンニュートラル）とする、の実現に向けて、国（環境省）は2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減することを目指し、「炭素中立」、「循環経済」、「自然再興」の達成に取り組むとともに、削減を促進させるための支援事業を行っている。

| | | | |
|-------------------|--|--|--|
| 補助事業名 | 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 (二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金) | 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業 (二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金) | 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 |
| R5年度国予算 (要求段階) | 400億円 | 70億円 | 130億円 |
| 事業区分名 | 2. 重点対策加速化事業への支援 | 1. 地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入推進事業 2. 地域レジリエンス・脱炭素化自立分散型エネルギー設備等導入事業化調査・計画策定事業 | 2. 既存建築物のZEB化支援事業 ① レジリエンス強化型の既存建築物ZEB化実証事業 ② 既存建築物のZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 7. 大規模感染リスクを低減するための高機能換気設備等の導入支援事業 |
| 対象 | 脱炭素事業に意欲的に取り組む地方公共団体等 | 地方公共団体等 | 地方公共団体等 |
| 目的 | 脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施し、各地の創意工夫を横展開する | 排出抑制に加え、エネルギー供給等が可能な再エネ設備等を整備し、併せて地域の防災体制構築を推進することにより地域のレジリエンス（災害や感染症に対する強靱性の向上）と脱炭素化を同時実現する地域づくりを推進する | ・ZEB化、省CO2改修の普及拡大による脱炭素化進展で政府目標早期達成に寄与。 ・自然災害や感染症に対する建築物等の適応を高めつつ、快適で健康な社会の実現を目指す。 |
| 事業内容 | 屋根置きなど自家消費型の太陽光発電や住宅の省エネ性能の向上などの重点対策を複合実施等 | 地域防災計画に避難施設等として位置付けられた公共施設に、平時の温室効果ガスの排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮が可能な再生可能エネルギー設備等を導入 | 2① 災害発生時に活動拠点となる公共性の高い業務用施設について、停電時にもエネルギー供給が可能なレジリエンス強化型ZEB導入 2② ZEBの更なる普及拡大のため、既築ZEBに資するシステム・設備機器等の導入 7. 換気設備をはじめとする高効率機器等の導入 |
| 事業形態 | 交付金 | 間接補助 (受託：一般財団法人環境イノベーション情報機構) | 間接補助 (受託：一般社団法人静岡県環境資源協会) |
| 交付補助率 | 交付率：2/3、1/2、1/3 ※対象事業により異なる (上限20億円/1計画) | 1. 補助率：1/2 (上限は予算の範囲内で、応募数により変動) 2. 補助率：1/2 (上限500万円) | 2. 人口20万人未満の地方公共団体で、業務用施設の延面積が2,000~10,000㎡は2/3 (上限5億円) 7. 2/3 (上限2千万円) |
| 事業要件 | <ul style="list-style-type: none"> エネルギー起源二酸化炭素の排出削減に効果 市区町村は、再生可能エネルギー発電設備の導入量の合計が0.5MW以上を導入する事業計画を策定 整備設備に係る調査・設計等や当該設備の整備に伴う付帯設備等は必要最小限度の範囲に限り交付対象とし、その交付率等は当該設備整備の交付率等と同じとする。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域防災計画等に位置付けられている公共施設 平時において自家消費、災害時に自立的稼働の設備等を導入 蓄電池は原則として再生可能エネルギーからの充電に限り、平時においては充放電を繰り返す設定 浸水被害危険性地域内の場合は浸水時にも設備を稼働させるための措置を講じる 耐震クラス「S」を確保 CO2削減が図れるもの | <ul style="list-style-type: none"> 水害等の災害時にも電源確保等に配慮された設計 災害等による長期停電時においても施設内エネルギー供給できる機能を強化した、ZEB Ready以上の実現に必要な再エネ設備等の導入 感染症対策のための省エネ型第一種換気設備の導入 設備等を通信・制御する機器の導入 <p>7. 全熱交換型の換気設備の導入は必須。補助対象とする空調設備は全熱交換型換気設備と同時に改修するものとし、全熱交換型の換気設備の換気範囲を含む室に設置されるものに限る。</p> |
| 対象経費 ◆ 設備費 | | | |
| 太陽光発電設備 | 太陽光発電設備（自家消費型） 交付率：1/2 <ul style="list-style-type: none"> 固定価格買取制度等の認定を取得しないこと 10kW以上の設備の場合、設備の解体、撤去等に係る廃棄等費用について、積立計画立案など、適切な廃棄、リサイクルを実施すること。 | <ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等導入事業 補助率：1/2 (上限は応募数変動) 太陽光発電設備以外の設備導入事業 補助率：2/3 固定価格買取制度による売電等は不可 | <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギー利用機器（太陽光、風力、小水力等 ※自家利用する場合に限る） |

| | | | |
|---|--|--|---|
| 蓄電池 | 蓄電池 交付率：蓄電池等の価格の1kWh当たりの額(円/kWh)の2/3 (上限19万円/kWhの2/3 ※工事費込み・税抜き) ・再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、 平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備 | 蓄電池設備(据置(定置)型) ・太陽光発電設備を導入する場合は必須 ・再生エネ設備によって発電した電気を蓄電するもので、平時に おいては充放電を繰り返すことを前提とした設備 ・系統からのエネルギー供給がない場合であっても、避難設備等 の機能を維持することが可能となる適正な容量を確保 | ・再生エネを創畜連携させる蓄電システム(産業用4800Ah・セル以上) |
| 充放電設備 | 充放電設備(充放電設備・充電設備・外部給電器) 交付率：充放電設備・充電設備は1/2、外部給電器は1/3 ・再エネ発電設備から電力供給可能となるよう措置されている場 合に限る | 充放電設備(通信、制御機器等を含む) ・太陽光発電設備と併せて導入する場合に限る ・平時において、設備から電力供給可能となるよう措置されてい る場合に限る 充電設備(通信、制御機器等を含む) ・平時において、設備から電力供給可能となるよう措置されてい る場合に限る | |
| 管理システム | エネルギーマネジメントシステム 交付率：2/3 ・平時に省エネ効果が得られるとともに、熱源、ポンプ、照明等 の計量区分ごとにエネルギーの計量、計測を行い、データを収 集、分析、評価できる機器であること | エネルギーマネジメントシステム ・太陽光発電設備と併せて導入する場合に限る ・平時に省エネ効果が得られるとともに、設備から電力の供給を 受けて稼働する機器について、熱源、ポンプ、照明等の計量区分 ごとにエネルギーの計量、計測を行い、データを収集、分析、評 価できるものに限る。 | ・補助要件を満たすシステム(ビル・エネルギー管理システム=B EMS) |
| ZEB (Net Zero Energy Building) ※ 年間の一次エネ ルギー消費量の収 支をゼロとするこ とを目指した建築 物のこと | ZEB 交付率：2/3(上限5億円) ●環境性能に関する要件 ・建築物(外皮)性能は、法基準に適合したもの ・一次エネルギー消費量は、法基準における設計一次エネルギー 消費量が基準一次エネルギー消費量より50%以上削減 ●エネルギー利用に関する要件 ・熱源(冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等)、ポンプ、照明等の計 量区分ごとにエネルギーの計量、計測を行い、データを収集、分 析、評価できるエネルギー管理体制を整備(BEMS装置等の 導入) ●環境性能の表示に関する要件 ・建築物省エネルギー性能表示(BELS等第三者認証を受けえて いるものに限る)において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Ready のいずれかの省エネルギー性能評価の認証を取得 ●省エネ型第一種換気設備(全熱交換型、顕熱交換型、ブラシ レスDCモーター型、インバータ制御内蔵型等)を導入 | | ZEB (1) レジリエンス要件 ・レジリエンス機能(停電時にも必要なエネルギーを供給できる 機能)が求められる公共性の高い施設 ・平時において自家消費、災害時に自立的稼働の機能を有する再 生可能エネルギー設備(太陽光、風力、小水力発電等)及び据置 (定置)型蓄電池を導入 ・ハザードマップで浸水想定区域となっている場合は、水害等に よる浸水を想定した設計 (2) 環境性能に関する要件 ・建築物(外皮)性能は、法基準に適合したもの ・一次エネルギー消費量は、法基準における設計一次エネルギー 消費量が基準一次エネルギー消費量より50%以上削減 (3) エネルギー利用に関する要件 ・熱源(冷凍機、ヒートポンプ、冷却塔等)、ポンプ、照明等の計 量区分ごとにエネルギーの計量、計測を行い、データを収集、分 析、評価できるエネルギー管理体制を整備すること(BEMS装 置等の導入) (4) 環境性能の表示に関する要件 ・建築物の環境性能に関する第三者認証による評価(建築物省エ ネルギー性能表示制度/BELS等第三者認証を受けえているも のに限る)において『ZEB』、Nearly ZEB、ZEB Readyのい ずれかの省エネルギー性能評価の認証を速やかに取得 (5) 省エネ型第一種換気設備(全熱交換型、顕熱交換型、ブラシ レスDCモーター型、インバータ制御内蔵型等)を導入 |
| 換気設備 | 高機能換気設備 交付率：1/2 ・平時に活用するものであり、必要換気量が一人当たり30 m ³ /h 以上確保、熱交換率40%以上の全熱交換器で、高機能なもの | 高機能換気設備 ・太陽光発電設備と併せて導入する場合に限る ・平時に活用し、災害時に設備から電力の供給を受けて稼働する ものに限る ・必要換気量が一人当たり30 m ³ /h以上確保、熱交換率40%以 上の全熱交換器で、高機能なもの | ・全熱交換型の換気設備の導入(新設、更新、追加)及び高効率 な空調設備等の更新により、対象室内の換気量を現況換気量以 上とし、導入前及び改修前の室若しくは施設に比して、導入後及 び改修後のCO ₂ 排出量を削減できる設備 ・高機能換気設備(必須。熱交換率40%以上 ※非熱交換型換 気扇やインバータ制御される送風機等は対象外) |

| | | | |
|----------|---|---|--|
| 空調設備 | 高効率空調機器 交付率：1/2 ・従来の空調機器等に対して30%以上省CO2効果が得られる高効率なもの | 高効率空調機器 ・太陽光発電設備と併せて導入する場合に限る ・従来の機器等に対して省エネ効果が得られるとともに、平時に活用し、災害時に設備から電力の供給を受けて稼働するもの | ・高効率な熱源機器（冷凍機、ヒートポンプ、冷温水機、業務用エアコン）と付帯設備（冷却塔、冷却水ポンプ、一次ポンプ、補助ボイラ、貯湯槽、煙道、熱交換器、膨張タンク、ヘッダ、蓄熱タンク、オイルタンク等 ※付属品を含む） ・省エネとなるポンプ（インバータ制御ポンプ ※熱源二次ポンプを含む） ・高効率な空調機器（VAV空調機、全熱交換器組込型空調機、顕熱交換機、VAVユニット、モータダンパ、デシカント空調機、全熱交換器、輻射冷暖房システム等 ※従来型のファンコイルやファンコンベクタ、放射器等は対象外） ・省エネとなる給湯機器（ヒートポンプ型給湯器、排熱回収型ボイラ等） |
| 照明設備 | 高効率照明機器 交付率：1/2 ・調光制御機能を有するLEDに限る。（避難施設である公共施設、再エネ一体型屋外照明はこの限りでない。） | 高効率照明機器 ・太陽光発電設備と併せて導入する場合に限る ・従来の機器等に対して省エネ効果が得られるとともに、平時に活用し、災害時に設備から電力の供給を受けて稼働するもの | |
| 断熱 | | 断熱材等 ・太陽光発電設備と併せて導入する場合に限る ・従来の材等に対して省エネ効果が得られるとともに、災害時に設備から電力の供給を受けて事業を継続させる建物のエリア内に導入するものに限る | ・外皮性能が向上する、断熱材、Low-E 複層ガラス、高性能窓、日射追従型ブラインド又はルーバー等 ・高性能保温材 |
| 電源 | | | ・高効率な受変電設備（トランス本体） ・省エネ機器と一体不可分の負荷設備（動力制御盤、分電盤等） |
| 電気 | | 変圧器 ・従来の機器等に対して省エネ効果が得られるものに限る | 分電盤、動力盤等（省エネ機器設置に伴い必要と認められる場合に限る） |
| 測定機器 | | | 電力計等（導入設備の電気使用料の把握に資するものに限る） |
| ◆ 工事費 | 事業を行うために直接必要な経費 （直接工事費、間接工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費） | 1. 事業を行うために必要な経費 （直接工事費、間接工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費） | 事業実施に不可欠で、設置など一体不可分な工事に要する経費 （直接工事費、間接工事費、付帯工事費、機械器具費、測量及試験費） |
| ◆ 業務費 | 事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費 ・請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合の請負費又は委託料も対象 | 事業を行うために直接必要な機器、設備又はシステム等に係る調査、設計、製作、試験及び検証に要する経費 ・請負又は委託により調査、設計、製作、試験及び検証を行う場合の請負費又は委託料も対象 ・設備導入を前提とした事業の基礎調査、災害時に必要な電力量及び熱量の算定、事業性の検討等の事業化に向けた具体的な検討を行うもの ・策定される計画の実施が合理的に見込まれること | |
| ◆ 事務費 | 事業を行うために直接必要な事務に要する経費 | 事業を行うために直接必要な事務に要する経費。 | 事業を行うために直接必要な事務に要する経費 |
| ◆ その他 | 交付金事業の執行に当たって直接必要な事務費 | | 省エネルギー性能表示に係る第三者評価機関による認証を受けるために必要な経費 |
| 対象外経費 | | ・各種届出経費 | ・照明機器 ・防災設備、防犯設備、昇降機設備 ・既存機器等の撤去、移設、処分等 ・設計 ・各種届出経費 |
| 事業実施期間 | 複数年度（おおむね5年程度） | 単年度（場合によっては2年以内） | 単年度（場合によっては3年以内） |
| 補助事業実施期間 | R4年度～12年度 | R3年度～7年度 | R2年度～R6年度 |
| 関連計画等 | 地域脱炭素ロードマップ 地球温暖化対策計画 | 地域防災計画 | |